



12月15日㈭美祢来福センターで、市民約300人の参加の中、開催されました。

開会にあたり、まず、村田市長から「美祢市がジオパーク認定を目指す目的」について、熱い想いを参加者に向けて伝えました。

基調講演として、渡辺真人先生(日本ジオパーク委員会事務局、独立行政法人産業技術総合研究所地質標本本館アートリーチ推進グループ長)から、「ジオパークとは何か」と題して、ジオパークとはどのようなものか、また、ジオパークを作っていく際に必要なことについて分かりやすくお話をいただきました。



村田市長



渡辺真人先生



齊藤清一先生

また、齊藤清一先生(日本ジオパークネットワーク事務局、新潟県糸魚川市東京駐在所長)からは、「ジオパーク認定によって地域はどう変わるか」と題し、糸魚川市が世界ジオパークの認定を進めていく中であった市内の様々な活動の様子を、地域住民、観光事業者、教育関係者や行政などのいろいろな側面からのジオパークへの関わりについて具体例を紹介しながらお話しされ、ジオパークに対する情熱が伝わってくる講演でした。

基調講演に続き、昨年1月に発足した「美祢市地旅の会」会長田原義寛さんから、活動報告があり、会の目的や、ツアーを企画する際の具体的な目標などお話しされました。

さらに、パネルディスカッションとして、コーディネーターに齊藤先生、パネリストに渡辺先生、市内から田原さん、藤川学芸員(秋吉台科学博物館)と古屋室長(市ジオパーク推進室)が出席して行われ、ジオパークを目指すにあたっての意気込みなどを話され、渡辺先生、齊藤先生からアドバイスなどがありました。

最後に齊藤美祢市観光協会会長のあいさつで締めくられ、参加者の多くはジオパークに対する理解を深められ積極的な意見も寄せられました。

先生方は、12月15・16日と市内に滞在され、秋吉台・秋芳洞とその周辺施設や長登銅山跡など市内のジオポイント候補地を視察され、様々なアドバイスをいただきました。



田原義寛会長



秋吉台科学博物館



歴史民俗資料館



大仏ミュージアム

確定申告が始まります

期間 2月15日水～3月15日木

※税務署での受付は2月16日木から3月15日木までとなります

～申告書は自分で書いて、早めの提出を 郵送でも提出できます～

問合せ先 厚狭税務署[☎0836(72)0180]、税務課[☎0837(52)5234]

所得税の確定申告をしなければならない人

①事業所得・不動産所得・農業所得などがある人の場合

平成23年中の各種所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超える人

②給与所得者の場合

平成23年中の給与の収入金額が2千円を超える人

③給与所得者の場合

平成23年中の給与等の支払者から給与を受け、給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

④給与所得者の場合

二か所以上の給与等の支払者から給与を受け、従たる給与の収入と給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

⑤給与所得者の場合

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ当該年金以外の他の所得の金額が20万円以下であるときは、確定申告書を提出しなくてもよいことになりました。

申告をすれば所得税が戻る人

確定申告の必要がない人でも、次のような場合は確定申告をすると給与や公的年金から源泉徴収された所得税が戻る場合があります。

①年の途中で退職した後、再就職していない人

定額以上の医療費を支払った人

③住宅ローンを使ってマイホームなどを取得した人

災害や盗難などの被害を受けた人

④灾害や盗難などの被害を受けた人

市県民税の申告が必要な人

①平成24年1月1日現在、市内に住所がある人。ただし、次の人は除きます。

所得税の確定申告をした人
所などが給与や公的年金だけで、事業所などが給与支払報告書または公

いる人の年金支払報告書が市に提出され、給与所得以外の所得が20万円以下の場合は、確定申告をする必要はありませんが、市県民税の申告は必要です。

収入がない人でも申告が必要です に加入している人及び同世帯の人

国保等の保険料などを算定するため、平成24年1月1日現在、収入がない人でも18歳以上の人には申告が必要です。申告をされない場合は、国保料(税)の領収書や国民年金保険料などの支払いをした証明書などを整理し、内訳書に記入の上持参してください。

※給与所得以外の所得が20万円以下の場合は、確定申告をする必要はありませんが、市県民税の申告は必要です。
②市の国民健康保険や後期高齢者医療に加入している人及び同世帯の人
該当の人は必ず、市県民税の申告をお願いします。

申告に必要なもの

①送付された申告書(送付されていない場合は、税務署や市役所にあります)。

②印鑑、電卓、筆記用具、申告する人の金融機関の口座番号がわかるもの。

③給与所得や公的年金などの源泉徴収票、その他収入金額がわかるもの。

※生命保険や地震保険の満期保険金や返戻金なども申告が必要です。保険会社からの通知なども持参してください。

④控除を受けるために必要な書類

④配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除

扶養しようとする人(父母、配偶者、子など)の収入がわかるもの(給与所得や公的年金などの源泉徴収票など)

り災証明、被害を受けた住宅家財の明細書、除去取り壊し費用および関係費用の領収書など、保険などで補てんされる金額の明細書支払った医療費の領收

農業をされている人へ

農業の申告には、農協からの営農活動金取引通知書・年間購買品供給明細書、農作物の売上金額がわかるもの、中山間などの交付金の明細書、農機具などを買った領収書・レシートなどを持参してください。また、収入と経費を分かり易く整理しておいてください。収入と経費の整理については、市ホームページをご覧いただくか、税務課市約書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書など

平成24年度から個人住民税の扶養控除が見直しされます

また、特定扶養親族(16歳以上23歳未満)のうち年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)を廃止し、扶養控除の額が

書・明細書、医師の書いたおむつ使用證明書やストマなどの医療用具を必要とする證明書など、保険などで補てんされる金額の明細書(領収書など)は整理し、内訳書に記入の上持参してください。

●社会保険料控除 支払った健康保険料(税)の領収書や国民年金保険料などの支払いをした証明書などを整理し、内訳書に記入の上持参してください。

●生命保険・地震保険料控除 支払った生命保険料などの払込証明書などの登記簿謄本、住民票の写し、住宅(土地)などの請負(売買)契約書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書など